



(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 独立行政法人雇用・能力開発機構が平成十九年四月一日前に申込みを受理した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付けについては、なお従前の例による。

(勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第三項の基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第四項の基準を定める省令の廃止)  
 第三条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第三項の基準を定める省令（平成二年労働省・建設省令第一号）

二 勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第四項の基準を定める省令（平成十二年労働省・建設省令第一号）

附 則（平成一九年四月二三日厚生労働省・国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年八月三一日厚生労働省・国土交通省令第三号）

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成二三年六月一〇日厚生労働省・国土交通省令第一号）

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「廃止法」という。）の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の規定は、独立行政法人勤労者退職金共済機構がこの省令の施行の日以後に申込みを受理する貸付け（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の貸付けをいう。以下同じ。）について適用し、廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構が同日前に申込みを受理した貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月五日厚生労働省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。